

毎年10月1日から31日は都市緑化月間として国及び地方公共団体で様々な活動を実施しています。  
町も、日ごろから緑化及び公園等の整備に関する活動を町民の皆さんと一緒に進めています。



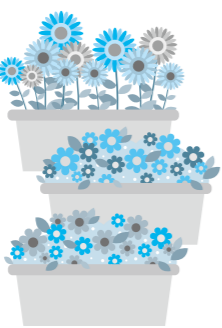
問都市計画課 ☎内線243

花いっぱい運動

「当初10人で始めた活動も現在は25人まで増えてきました。メンバーは30代から70代で、活動参加者は、2人から8人ですが、30代、40代のパパママ世代の方にも参加していただき、いろいろな世代と関わる中で『子どもからお年寄りまで楽しめる公園』になることを願っています。石神台は昭和40年代以降に開発されたエリアで、顔見知りの人が少ない環境のため、なかなか地域の人と知り合う機会が少なかったのですが、このアダプト制度の活動を通じて、新たに仲間が増えていくことが何よりもうれしく思います。」

▼アダプト制度登録7団体 (令和4年現在)

- ・あしたばの会【森下公園(国府新宿)】
- ・あじさいグループ【町屋公園(西小磯)】
- ・白ゆりの会【なかよし公園(大磯)】
- ・蓼ヶ尻公園清掃係【蓼ヶ尻公園(生沢)】
- ・石神台北公園クラブ【石神台北公園(石神台)】
- ・サクラコスモスクラブ【こゆるぎ公園(国府新宿)】
- ・里山をきれいにする会【国府新宿虫窪寄附緑地(国府新宿/虫窪)】



●活動団体を募集しています!

町では、公園・緑地等の里親や花のボランティアとして協力していただける団体(在住・在勤・在学の方で組織していること)を募集します。興味のある方は問合せ先までご連絡ください。  
※活動団体には、安心して活動していただくための「ボランティア保険」の加入を行っています。

公園緑地里親(アダプト)制度

地域や利用者などボランティア団体が町とのパートナーシップにより「公園や緑地」をよりきれいにしていくことを目的とした制度です。  
町では活動に必要な用具や花苗等を支給しています。また、各団体により活動方法も異なることから、用具に代えて助成金も支給しています。



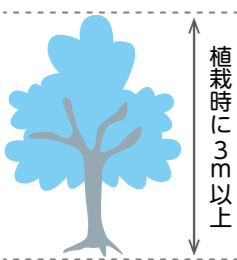
今回は、令和2年8月に新たにアダプト制度に登録した「石神台北公園クラブ」代表の浅野さん、そしてメンバーの永島さんと瀬戸口さんにお話しをお聞きしました。  
「近くの石神台北公園の樹木が覆い茂ってうっそうとしていたので、見通しの良い明るい公園にしたいと、町に剪定の相談をしたところ、アダプト制度を紹介していただき、ご近所に声掛けをして10人の仲間が活動を開始しました。」

緑化に関するサポート制度

町では緑化及び良好な景観形成を推進するため、シンボルツリーの植栽、いけがきの設置及び保存樹木または保存樹林の保全に要する経費の一部を補助しています。

【シンボルツリー奨励事業】

- ▼交付基準
  - ・町内に住宅用地を所有し、管理している方(法人は除く)
  - ・植栽する樹種及び位置が大磯町景観計画の内容に沿うこと
  - ・植栽に要する費用が2万円以上、植栽する樹木の高さが3m以上であること
- ▼適用除外
  - ・この補助金を受けたものが、10年以内に再整備をする場合
  - ・町税等を滞納している方
  - ・公共事業による移転補償に係るもの
- ▼交付額
  - ・費用の1/2(景観形成重点地区)または1/3(一般地区)で、2万円を上限とします。



「最初は樹木の剪定を次々と行いながら3個のプランターに花を植えました。半年が過ぎ、見通しが良くなり、公園全体が明るくなりました。せっかく綺麗になってきたので、今度は花植えをして、春のオープンガーデンへの参加を目標に花壇造りを始めました。今まで手入れのされていなかった低木一帯をメンバーの熱意で抜根して花壇が完成!『花で彩る公園づくり』を行うようになりました。令和3年春には、女性メンバーで花を植え、大磯オープンガーデンに多くの来訪者を迎え、翌年には、テレビ取材やタウンニュースで紹介されました。活動開始からわずか一年足らずで、これまでの成果をあげることができたのは、活動に参加してくださっている仲間のおかげです。」

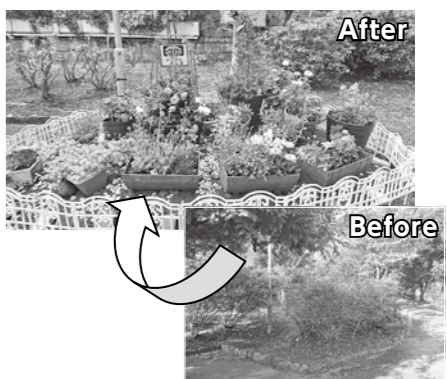
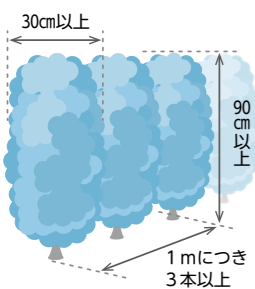
【保存樹木等助成事業】

- ▼樹木《交付基準》
  - (次の①~③いずれの要件にも該当すること)
  - ①樹木の寸法が次のいずれかに該当すること
    - ・地上1mの高さにおける幹の周囲が1m以上
    - ・高さが10m以上
    - ・株立ちした樹木で高さが3m以上
  - ②樹勢が健全であること
  - ③樹容が美観上優れていること
  - ▼交付額
    - ・1本につき年額3千円。ただし、同一の所有者等が2本以上の保存樹木を所有または管理している場合は、2本目からは1本につき千円を加算し、1万円を上限とします。
- ▼樹林《交付基準》
  - (次の①~④いずれの要件にも該当すること)
  - ①市街化区域に位置していること
  - ②樹林を構成する樹木の樹勢が健全であること
  - ③樹林を構成する樹木の樹容が美観上特に優れていること
  - ④樹林の存する土地の面積が300㎡以上であること
  - ▼交付額
    - ・保存樹木、樹林面積に1㎡当たり10円を乗じて得た額とし、20万円を上限とします。

※保存樹木・保存樹林の助成には審査があります。

【いけがき設置奨励事業】

- ▼交付基準
  - ・町内に住宅用地を所有し、管理している方(法人は除く)
  - ・国、県もしくは町の管理道路等に接する部分の総延長が5m以上地区により2m以上
  - ・樹木の高さがおおむね90cm以上、植栽本数が1mにつき3本以上、樹木帯が30cm以上
  - ▼適用除外
    - ・この補助金を受けたものが、5年以内に再整備をする場合
    - ・公道の新設または改良による移転補償に係るいけがきの場合
  - ▼交付額
    - ・いけがき設置の前面道路において、建築確認上の道路中心後退がなされていないもの
    - ・町税等を滞納している方
- ▼交付額
  - ・いけがきの延長1mにつき2千円(一般地区)または2千5百円(景観形成重点地区)で、4万円を上限とします。
  - ※植栽前に申請する必要があります。



「作業は、多くの労力を伴うので大変なことも多いですが、公園を訪れた方から、「公園がとてもきれいになって散歩が楽しになりました」、「見通しが良くなったことで薄暗さがなくなり、安心して歩けます」といった声をいただくことが多くあり、その反響が活動員のモチベーションにつながっています。誰もが可能な範囲で参加して、楽しみながら活動することを心掛けています。」

